


建物関係者の方々へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前にお近くの消防署等までご相談ください。

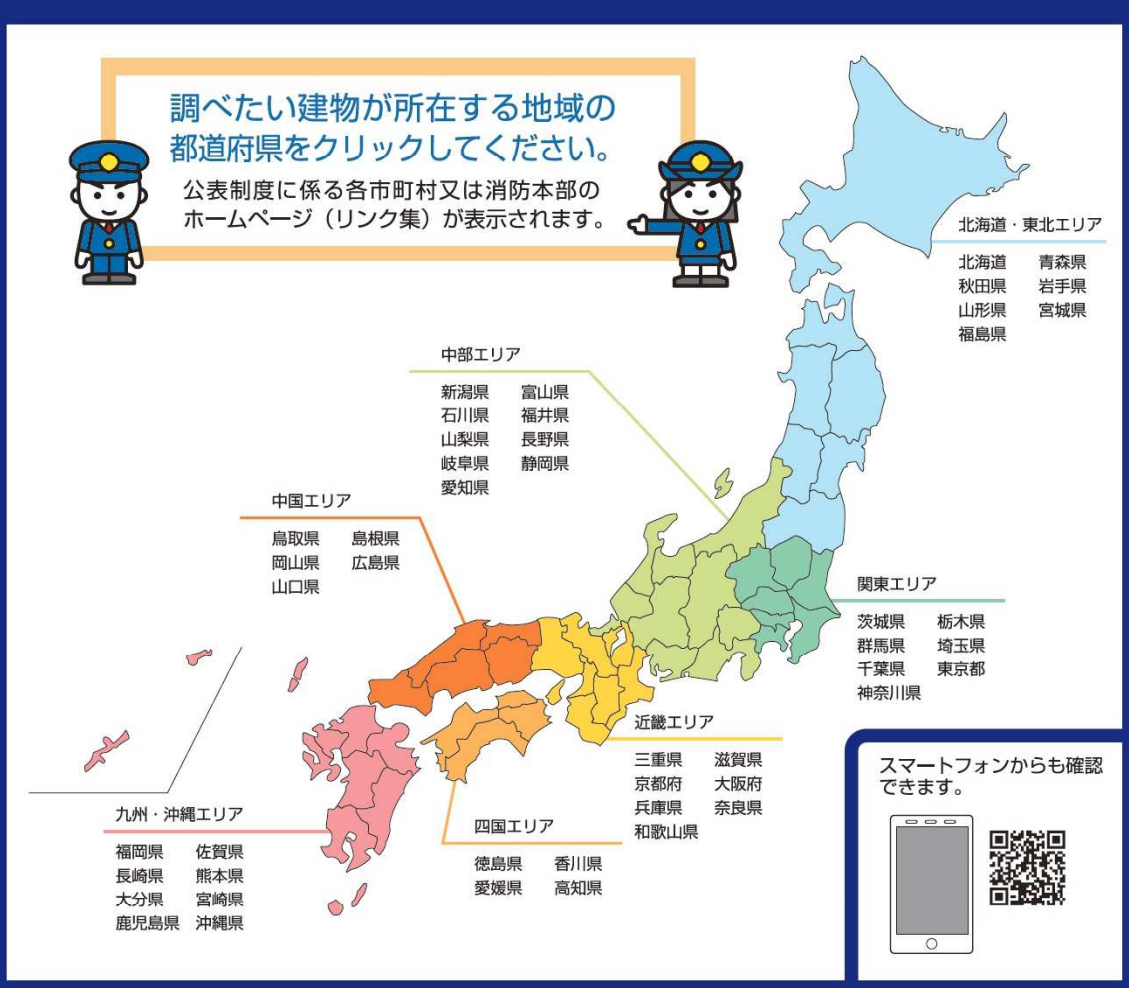
- ☑飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ☑増築、改築、隣接建物との接続工事
- ☑窓や扉などの開口部の閉鎖工事

各都市の公表制度実施状況は消防庁ホームページで確認できます



違反対象物の公表制度

調べたい建物が所在する地域の都道府県をクリックしてください。
公表制度に係る各市町村又は消防本部のホームページ（リンク集）が表示されます。



北海道・東北エリア

北海道 青森県
秋田県 岩手県
山形県 宮城県
福島県

中部エリア

新潟県 富山県
石川県 福井県
山梨県 長野県
岐阜県 静岡県
愛知県

中国エリア

鳥取県 島根県
岡山県 広島県
山口県

九州・沖縄エリア

福岡県 佐賀県
長崎県 熊本県
大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

関東エリア

茨城県 栃木県
群馬県 埼玉県
千葉県 東京都
神奈川県


近畿エリア

三重県 滋賀県
京都府 大阪府
兵庫県 奈良県
和歌山県

四国エリア

徳島県 香川県
愛媛県 高知県

スマートフォンからも確認できます。



お問い合わせ先

雲南消防本部 予防課
TEL 0854 (40) 0139
FAX 0854 (42) 1911

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
<http://www.fdma.go.jp/>

※詳しくはお近くの消防署等にお問い合わせください。

重大な消防法令違反があります

危険性を確認しましょう

違反対象物
公表制度

こんど飲み会やるお店…
大丈夫かな???



自動火災報知設備が
未設置!?



ネットで調べてみよう!



違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

2020年4月から開始されます。

対象となる市町村：雲南市・仁多郡奥出雲町・飯石郡飯南町

違反対象物公表制度の概要

※公表する内容等は地域により異なりますので、詳細はお近くの消防署等にお問い合わせください。

公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物^{*}です。

^{*}消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

消防法施行令別表第一(抜粋)

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	公会堂、集会場		ロ	老人短期入所施設等
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	ハ	老人デイサービスセンター等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	ニ	幼稚園、特別支援学校	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(3)	ニ	カラオケボックス等	(16)	イ	複合用途防火対象物((1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの)
	イ	待合、料理店等		(16の2)	地下街
(4)	ロ	飲食店	(16の3)	準地下街	
	イ	百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等			



飲食店



宿泊施設



診療所

公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表する内容

防火対象物の名称

防火対象物の住所



公表の対象となる違反
(例: 自動火災報知設備未設置)

各市町村又は消防本部のホームページで公表します。

公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果の通知

公表する旨を通知

公表

立入検査結果の通知から一定期間を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合

公表後の流れ

是正指導

警告

設備設置命令
(行政処分)

使用停止命令
(行政処分)

告発

命令に従わなかった場合



設備設置命令違反

命令に違反して消防用設備等を設置しなかった者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

使用停止命令違反

命令に違反して防火対象物の使用を停止しなかった者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。